

- 鳥獣保護管理法第3条に基づき、環境大臣は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下、基本指針という。)」を定めるものとされている。
- 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。
- 都道府県知事は基本指針に即して、各都道府県の鳥獣保護管理事業計画を定める。
- 現行の鳥獣保護管理事業計画の計画期間は令和4年4月1日～令和9年3月31日まで。

【基本指針に記載する事項】

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

鳥獣保護管理事業の基本的な考え方を記載

- 全国的な鳥獣保護管理事業の課題
- 実施体制と関係者の役割分担の考え方
- 鳥獣種の指定の考え方
- 人材育成 等

II 希少鳥獣の保護に関する事項

国が定める希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画について定める事項について記載

- 希少鳥獣の保護管理計画の作成に必要な事項

III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

都道府県が策定する鳥獣保護管理事業計画に書くべき個別制度の運用等に関する指針

- 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
- 捕獲許可基準
- 鳥獣保護区等の区域指定
- 生息状況等の調査
- 事業の実施体制 等

IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業に関すること、夜間銃猟の実施に関することを記載

- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成・事業実施・評価に関する事項
- 夜間銃猟の作業計画

V 危険鳥獣の管理に関する事項

危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な考え方を記載